令和２年度

大分市の教育



大分市教育委員会

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成８年３月28日
大分市条例第２号

（目　　的）

第１条　この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、第４条第１項に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

（市民の責務）

第３条　市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第４条　市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

２　市は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、当該施策の総合的かつ計画的な推進について定める基本計画及び部落差別を解消するための基本方針その他あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する方針に基づき行うものとする。

（実態調査）

第５条　市は、前条第１項に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

（委　　任）

第６条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（令和２年条例第13号）

この条例は、令和２年３月27日から施行する。

●表紙の作品について

福田　平八郎（ふくだ　へいはちろう）1892年－1974年
池辺の家鴨　1916年頃　164.0cm×78.0cm　大分市美術館蔵

福田平八郎は，大分市生まれの日本画家。1918年，京都市立絵画専門学校卒。1921年，帝展（後の日展）に「鯉」を出品，初めて特選となり，同作品は旧宮内省買い上げとなった。以後，同展を中心に活躍する。1961年，文化勲章受章。同年，大分市の第一号名誉市民に推挙された。翌年度，福田が大分市に贈った寄付金を基金とし，現在の「福田平八郎賞」大分市小・中，特別支援学校図画展が始まった。

本作で，池辺に群れるアヒルの描写は簡略化され，単純な表現のようにも見えるが，真横，斜め上，正面等様々な角度からその姿をとらえており，作者の鋭い観察眼をうかがうことができる。